氏名	4 月万 1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 生			一一他 介 介 特の語話	设病棟 设病棟	((急院保老自作。 保人	院以院の第 施 派 ホー	外の性を担いる	限り記 急性 期病 は り ほ り は り は り は り は り は り り り り り り り	期病 棟か	院からの	転棋	į)			一他介介特有自	般の護護別料宅病病医老養老	棟(荒) 孫 人 護	急性類	朝底 朝医 設 一ム	棟へ療を	· の転	院・転		线関 σ)一般	病棟↓	以外)	
【留意語療養病に「〇」	事項】 床に入院する患者については、別添6の別紙8の「医療 を記入すること。その際、該当する全ての項目に記載す	・ ・ るこ	ロ ・AD と。	L区		ほん	系るが定	評価めら	西票 られて	評(こい)	価のない	手引項目	き」: につ	を用	いて	死 毎日 こに	ョ評(価を iをi	行い 己入っ	、患する	まる こと	の状 · 。	態像	に応	じて	、該	当す	る区分	ታ
	定期間に限りがある区分																								ı			:	
1	医療区分3 期間 24時間持続しての点滴 7]		2	3 4	, 5 	6 	, 7 -	7 8 7	9	10	11	12 1	3 1	4 15	16	17	18	19	20	21	22 :	23 24	25	26	27 2	:8 29	30	31
'	医療区分2 期間	l	1	2	3 4	_ ∟ ¦ 5	_	」 <u> </u>	IJ <u>↓</u> 7 8	9	10	11	12 1	 3 1	4 15	16	17	18	19	 20	21	22 :	23 24	25	26	∐∐ 27 2	_ 28 29	30	31
3	消化管等の体内からの出血が反復継続している状態 7						1					П				Г									П				
4	尿路感染症に対する治療 14						Ī																						
5	傷病等によりリハビリテーション 30																												
6	81、かつ、83の場合 7																												
7	82、かつ、83の場合 3][
8	せん妄に対する治療 7		Щ			Ļ	┦Ĺ	ļ		Ц	Щ	Щ				L			$\perp \mid$	_			_		Ш	Щ	<u> </u>	Щ	닏
9	84、かつ、82又は83の場合 7		Щ	_	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	Ļ	Щ	Щ	Ц	Ц		_ _	Щ	L		Щ			_	_ _	_ _	Щ	Ц	Щ	<u> </u>		닏
10	頻回の血糖検査 3		Ш					<u></u>		Ц	Ш	Ш				L		Ш						Ш			<u>JL</u>		Ш
Ⅱ 算	定期間に限りがない区分 医療区分3	☆																											
11	スモン																												
12	注1を参照			_																									
13	86に該当、かつ、1~40(13を除く。)に1項目以上該当する場合		\Box	2	3 4	5		7	8	9	10	11	12 1	3 1	4 15	16	17	18	19	20	21	22	23 24	25	26	27 2	8 29	30	31
14	中心静脈栄養]	Ħ			jĖ		jˈ						j											П		jF		
15	人工呼吸器の使用					ĵĒ		Ī						Ī		F											Ī		
16	ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄					ĵĒ		ĨĒ						ĪĪ						آل							Ī		Ē
17	85、かつ、83の場合		$\overline{\Box}$			Ī						П				F									П	\Box	1		Γ
18	酸素療法(密度の高い治療を要する状態に限る。)		$\overline{\Box}$				1					П				F									П		1		
19	感染症の治療の必要性から隔離室での管理		П			Ī	ĪĒ	Ī				П				F									П	ΠĪ	Ī		
	医療区分2	☆										.—													.—			·—·	
20	筋ジストロフィー																												
21	多発性硬化症																												
22	筋萎縮性側索硬化症																												
23	バーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、バーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度が11度又は11度の状態に限る。))																												
24	その他の指定難病等 (11及び20~23までを除く。)																												
25	脊髄損傷(頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。)																												
26	慢性閉塞性肺疾患(ヒュー・ジョーンズの分類がV度の状態に該当する場合に限る。)																												
27	注2を参照																												
28	基本診療料の施設基準等の別表第五の三の三の患者																												
29	悪性腫瘍(医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。)	. — 	1	2	3 4	5	6	7	8	9	10	11	12 1	3 1	4 15	16	17	18	19	20	21	22	23 24	25	26	27 2	28 29	30	31
30	他者に対する暴行が毎日認められる場合]	H	! 		╬	扩	╬		П	Ħ	П		ㅠ		F) <u> </u>		٦i				╬		П	Ħ	╬		H
32	人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法	, 		!	_		」∷				ш	: L				<u>'</u>				!!					: L	ШЬ]	
33	肺炎に対する治療	<u> </u>	1	2	3 4	5	<u> 6</u>	7	8	9	10	11	12 1	3 1	4 15	16	17	18	19	20	21	22	23 24	25	26	27 2	28 29	30	31
34	褥瘡に対する治療(皮膚層の部分的喪失が認められる場合又は褥瘡が2ヵ所以上]]		! 			╬	╬		Н	Н	Н				F]][الــــــــــــــــــــــــــــــــــــ				Н		╬		\vdash
35	(に認められる場合に限る。) 末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療]]	Ш	الــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	- <u> </u> -		╬	╬			H	Н		- - - -		F	J <u> </u>][-	<u>ا</u>	_ _			Н	片	╬		H
36	うつ症状に対する治療]]			<u> </u>		╬	╬		Ш	H	Н				늗			井		ا ا		_ _		Н	片	壯		H
37	1日8回以上の喀痰吸引]]			<u> </u>			IJ <u>L</u> 1□			Н	Ш				F]][JШ ПП				J∟_ 1□	_
	気管切開又は気管内挿管(発熱を伴う状態を除く。)]]		 	<u> </u>			╬				Н				F] <u> </u>		<u> </u>	-	<u>ا</u> ا	_ 		Л <u>Г</u> П	Ш			J 1□	H
38	双官切開又は双官内押官(先然を行う(八恋を味く。) 創傷(手術創や感染創を含む。)、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等]]		 	<u> </u>	<u> </u> _		╬		Н	Н	Н				L			<u> </u>	-	<u>ا</u> لـــ				Ш	片	ᆜᆫ]]	H
39	の感染症に対する治療]]			_ _	ᄔ					Н	Ш		ᆜᆫ	\perp	Ŀ		Ш	<u> </u>	-	<u>ا</u> ا	_ _	<u> </u>		Ш		뉴		_
40	酸素療法(18を除く。)] I	Щ	 	<u> </u>	<u> </u>	╬	<u> </u>		Н	Щ	Н		ᆜ		L	<u> </u>		믺	-	<u>ا</u> ا	<u> </u>	뉴		Н		井		L
41	86に該当、かつ、1~40(13を除く。)に該当しない場合			2	3 4			<u> </u>		9	10	11	12 1	3 1	4 15	16	17	18	19	20	21	22	23 24	25	26	27 2	28 29	30	31
	医療区分3の該当有無		\Box	اً	عُ ال											Ĺ				ا					Ū				
	医療区分2の該当有無					JĹ																							Ĺ
	医療区分3・2いずれも0(医療区分1)																										Ţ		
81	脱水に対する治療]																											Ē
82	頻回の嘔吐に対する治療							Ī						Ī													jĒ		
83	発熱がある状態	-]				Ī		Ī				$\overline{\sqcap}$		Ī		Ī											Ī		
84	経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養	 			٦'n	ī		Ī				\Box															ī		
85	気管切開又は気管内挿管	1 		 			jr				\Box	П				F				╣	 				П		╁		F
86	医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態	1]			7	╬] 	╬			\Box			╬		\vdash			ᆎ								╗	 	Ē
87	中心静脈カテーテル関連血流感染症に対しての治療	1]		! 			_;;∟ -													;; 	! 						뉴	" 	
	身体的拘束を実施している	<u> </u> 		 - 	<u> </u>	<u> </u> _	⊒: <u> -</u> -	<u> </u>			片		<u> </u> 	<u> </u>		F				!! -	 	井					<u>- -</u>	 	Ħ
<i>3</i> I	21日11日2月に入116日でで10	j			_ ∟	⅃Ĺ	⅃ℹĹ	⅃L	⅃Ш	Ш	Ш	لـــا∷	ШL	<u> </u>	⅃Ш	<u> </u>	JШ	Ш	ШL			_	ال_		┇Ш	ШL	$\sqcup \sqcup$	الـــالـ	ιI

医療区分・ADL区分等に係る評価票(有床診療所療養病床入院基本料)

別紙8の3

Ⅲ ADL区分評価

【留意事項】

月初め(月の途中から入院又は転棟してきた場合には、入院又は転棟時)に、必ず各項目に評価点(O~6)を記入することとし、その後ADLが変化した場 合は該当日に評価点を記入すること。なお、該当日以降に各区分のADLの変化がなければ記入しなくても良い。

	1	2	3	4	5	j _	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
a ベッド上の可動性												L																				
b 移乗																																
c																																
d トイレの使用																																
ADL得点(合計得点0~24)						٦Г						Г					Г										Γ					

患者の状態像評価

【留意事項】

月初め(月の途中から入院した場合には、入院時)に、必ず I ~Ⅲの評価結果に基づき、該当する区分に「O」を記入することとし、その後状態等が変化し、 該当しなくなった場合には「×」を記入すること。なお、該当日以降に状態等の変化がなければ記入しなくても良い。

医療区分の評価	ADL区分の評価

	lacktriangle		lacktriangle		1 2	3	4 5	6	7	8	9 10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 3	30 (31
Α	医療 区分 3	医療区分3の該当 項目数が1以上	ADL 区分 3~1	ADL得点 O~24																												
В	医療	医療区分3の該 当項目数が0で医	ADL 区分 3~2	ADL得点 11~24																												
С	2	療区分2の該当 項目数が1以上	ADL 区分 1	ADL得点 0~10																												
D		医療区分評価3・ 2いずれの該当項	ADL 区分 3	ADL得点 23~24																												
Е	1	目数も0	ADL 区分 2~1	ADL得点 0~22																												

※ 当該患者に係る疾患又は状態等、ADL区分評価については、該当する全てのものについて記入すること。ただし、該当する疾患又は状態等について全て記入することが困難である場合にあっては、主となる 疾患又は状態等の記入でも差し支えないこと。

- ゲーア 平成20年3月31日において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病 患者等であって別表第五の二若しくは別表第五の三の患者 イ「基本診療料の施設基準等」の別表第十二に掲げる神経難病等の患者であって、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料1を算定する療養病棟に入院している患者(仮性球麻痺の患者以
- 外の患者に限る。)
- ウ 平成20年3月31日において現に特殊疾患入院医療管理料を算定する病室に入院している患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等 エ 平成20年3月31日において現に特殊疾患療養病棟入院料1を算定する病棟に入院している患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等

- ア 平成20年3月31日において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難 病患者等であって別表第五の二又は別表第五の三の患者以外の患者
- イ「基本診療料の施設基準等」の別表第十二に掲げる神経難病等の患者であって、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する療養病棟に入院している患者(仮性球麻痺の患者以 外の患者に限る。)(別表第五の二の患者は除く。)
- ウ 平成20年3月31日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)等、重度の障害者(脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジ ストロフィー患者及び難病患者等を除く。)(別表第五の二の患者は除く。)

褥瘡の状態の評価

【留意事項】

ADL区分3の状態の患者において、褥瘡対策加算を算定する日は、別紙様式46「褥瘡対策に関する評価」を用いて評価した当該日のDESIGN-R2020の合 計点(深さの点数は加えない)を必ず記入すること。なお、ADL区分3以外の状態の日又は褥瘡対策加算を算定しない日は記入しなくても良い。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16 1	7 18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
DESIGN-Rの合計点(深さの点数は加えない)																														